

嘉手納基地所属 F - 1 5 戦闘機の未明離陸及び F - 2 2 戦闘機
の嘉手納基地への一時配備に対する意見書

去る 1 月 6 日と 7 日の未明に米空軍嘉手納基地所属 F - 1 5 イーグル戦闘機と空中給油機が 2 日連続で、米本国での訓練に参加するため、嘉手納基地を離陸した。

同基地での未明離陸は、昨年 7 月に 5 日間で計 4 回繰り返されたことを受け、8 月以降、日米間で改善策を協議しているにもかかわらず、未明離陸を行った。

嘉手納基地周辺住民は、日常的に爆音にさらされ精神的苦痛を受けている。1 月 6 日午前 2 時 3 1 分には、砂辺地域において 1 0 7 . 8 デシベルの最高値の騒音が発生し、安眠を妨げられた。米軍は運用上の理由やパイロットの負担軽減を図り、日中のうちに目的地に到着するためと説明しているが、いかなる理由にせよ到底容認できるものではない。

また、来月上旬には最新鋭ステルス戦闘機 F - 2 2 A ラプター 1 2 機が 3 か月を想定し、一時配備される。さらに米空軍は昨年 1 0 月、今後 1 0 年以内に F 3 5 戦闘機を少なくとも 5 4 機配備するとのことであり、米軍再編協議で嘉手納基地の F 1 5 イーグル戦闘機の一部訓練移転が進められていない上に、追加配備されることは、基地の負担軽減に逆行するものである。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 F - 1 5 戦闘機及び軍用機の早朝及び夜間訓練を即時に中止すること。
- 2 老朽化、欠陥が指摘されている F 1 5 戦闘機を即時撤去すること。
- 3 騒音防止協定を順守すること。
- 4 最新鋭ステルス戦闘機 F - 2 2 A ラプターの一時的配備を中止すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

2 0 0 7 年 1 月 1 6 日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 防衛施設庁長官
外務省特命全権大使（沖縄担当） 那覇防衛施設局長